

裁判員制度についてのアンケート（集計結果）

1 裁判員制度に賛成ですか、反対ですか。

①(55)賛成 ②(121)反対 ③(15)どちらともいえない。

(③の方のみ、理由をご自由にお書き下さい)

「別紙1、1項参照」

2 裁判員制度に賛成の回答者にお尋ねします。

(1) 賛成の理由をお答え下さい。(複数回答可)

- ①(42)国民が司法に参加することが望ましい。
- ②(15)諸外国でも国民参加制度が採用されている。
- ③(27)国民の健全な常識が刑事裁判に反映される。
- ④(2)刑罰が適正になる。
- ⑤(17)民意が反映されることで刑事裁判に対する国民の信頼が向上する。
- ⑥(34)国民の司法に対する理解が深まる。
- ⑦(23)裁判が国民に分かりやすくなる。
- ⑧(28)職業裁判官だけに刑事裁判を任せておけない。
- ⑨(28)裁判員との討議が裁判官に与える影響に期待できる。
- ⑩(8)国民が参加することで被告人の権利が守られる。
- ⑪(8)誤判や冤罪の防止に役立つ。
- ⑫(32)取調べの可視化や証拠開示の拡充が期待できる。
- ⑬(28)直接主義・口頭主義の徹底により調書裁判の弊害が減少する。
- ⑭(19)身柄の早期の保釈が期待できる。
- ⑮(10)迅速な裁判が期待できる。
- ⑯(9)その他(ご自由にお書き下さい)

「別紙1、2項参照」

(2) 裁判員制度を予定どおり平成21年5月21日に実施するべきですか。

- ①(45)予定どおり実施するべきである。
- ②(7)延期するべきである。

(3) 延期するべきであるとする回答者に、理由をお尋ねします。(複数回答可)

- ①(2)国民の理解が得られていない。
- ②(2)法的整備が十分ではない。
- ③(1)裁判所の施設や人員等の物的・人的設備が整っていない。
- ④(5)弁護士が十分な弁護活動のできる条件が整っていない。
- ⑤(1)その他(ご自由にお書き下さい)

「裁判員候補者名簿への登載辞退の自由を制度上保障すべきである。」

(4) (17)その他、裁判員制度に関するご意見、弁護士会に期待すること等をご自由にお書き下さい。

「別紙2参照」

3 裁判員制度に反対の回答者にお尋ねします。

(1) 反対の理由をお答え下さい。(複数回答可)

- ①(55)憲法で保障されている被告人の権利(裁判官による裁判を受ける権利、公開主義、黙秘権)を害する。
- ②(98)連日開廷など短い審理期間では十分な審理を期待できず、被告人の防御権を侵害する。
- ③(58)被告人に裁判官による裁判と裁判員による裁判を選択する権利が与えられていない。
- ④(67)誤判や冤罪が増加する可能性がある。
- ⑤(29)冤罪救援など、公正裁判を求める国民、マスコミ、専門家などの活動が抑制される。
- ⑥(83)弁護人が短期間に集中的に仕事をしなければならなくなり、弁護活動が十分に行えない。
- ⑦(38)裁判員制度の刑事裁判を受任する国選弁護人の確保が困難である。
- ⑧(23)裁判官の職権行使の独立を侵害する。
- ⑨(42)裁判員に意に反する苦役を課し、裁判員の思想良心の自由を侵害するなど憲法違反である。
- ⑩(16)裁判員に裁判官と同等の身分保障がなされていない。
- ⑪(65)裁判員の時間的・精神的負担が重い。
- ⑫(57)裁判員は公判前整理手続に関与しないので、裁判官と対等に審理できない。
- ⑬(72)裁判員が裁判官と対等に議論することは難しい。
- ⑭(51)裁判員が対象事件で経験に基づく健全な常識を反映させることが難しい。
- ⑮(82)裁判員の判断にメディアによる世論操作が影響を与える危険がある。
- ⑯(67)裁判員が量刑を判断するのは難しい。
- ⑰(44)厳罰化が進む
- ⑱(33)その他(ご自由にお書き下さい)

「別紙2、3項参照」

(2) 裁判員制度を予定どおり平成21年5月21日に実施すべきですか。

- ①(47) 実施を延期して裁判員制度の問題点を十分に検討する必要がある。
- ②(70) 裁判員制度はほとんど改善の余地がないから、直ちに廃止されるべきである。
- ③(17)その他(ご自由にお書き下さい)

「別紙4参照」

(3) (24)その他、裁判員制度に関するご意見、弁護士会に期待すること等をご自由にお書き下さい。

「別紙5参照」

4 裁判員制度の刑事弁護を受任しますか。

- (1) ①(43)受任する ②(80)受任しない ③(60)まだ決めていない
- (2) 前問の②又は③の回答者に、通常の刑事弁護の受任についてお尋ねします。
①(105)受任する ②(18)受任しない ③(20)まだ決めていない

1 裁判員制度に賛成ですか、反対ですか。

(③の方のみ、理由をご自由にお書き下さい)

- (1) ①仮にこの制度に意義があるとしても、対象が一審だけで意味があるのか。
②諸外国の実情なども踏まえて、もっと議論、検討をすべき。
- (2) 良いところ、市民が参加等。悪いところ、無知な市民に裁判をされる等、双方あるため。
- (3) 最近になって、深刻な問題を知ったから、もう少し検討したい。
- (4) 裁判員制度を刑事裁判それも重大事件に関与すること自体問題だと思います。
しかし、今の裁判官は世論に迎合して重罰化が避けられない。生の被告人を裁く裁判員に期待したいところである。
- (5) 市民の感覚が反映される制度として、よい面があると思っていますが、今の制度は問題点も多いと思っています。積極的に賛否を言えないなあという状況です。
- (6) 可視化の促進ではO.K.
世論、マスコミに流されるのでは ×
- (7) 制度の国民への同和徹底が不十分であり、国民の理解も現段階で得られているとはいえない。
- (8) 今後の運用が実際どうなるか不明。
- (9) 勉強不十分なため+高齢のため
- (10) 裁判員制度は何とも云えず薄気味が悪い。
- (11) 2(1)、3(1)に○をつけたとおり。総論は賛成であるが、運用次第では極めて多くの問題を抱えた制度であると考えます。
- (12) 実際に実施してみないと功罪がわからないから。
- (13) 公判前整理手続について検討すべき点があると思われるので、本制度を実施するにしても、予定どおりの実施には賛成し難い。

2 裁判員制度に賛成の回答者にお尋ねします。

(1) 賛成の理由をお答え下さい。(複数回答可)

⑩その他(ご自由にお書き下さい)

- (1) 現在の刑事裁判官の裁判よりは多少はましになるのではないかと。
- (2) 様々な問題はあるが、「国民に開かれ、国民に支えられる刑事司法への第一歩です。中止、延期の選択肢はとりえない。もしそうすれば、刑事司法改革は、あと50年遅れる。戦後司法改革で陪審制が取り入れられず、それから50年要したように。
- (3) これまで当然とされてきたことを見直す機会になる。
- (4) 刑事裁判が「生きた」ものになると考えます。
- (5) 権力に対する国民のチェック機能が働く
- (6) 時流に流され、裁判が職一化するなどの弊害を承知の上の結論であって、全面的に賛成しているものでないことをお断りしておきたい。
- (7) もともとは裁判員制度に賛成ですが、公判前整理手続の裁判所のやり方を見ていると(模擬裁判を含め)かなり疑問は感じています。
- (8) 当事者主義の徹底の契機になる。法曹全員、自分の職務を本質から問い直す契機になる。
- (9) 正直に云って長所・短所が相半ばする制度であると思いますが、来年5月から開始されることが決定している以上、推進してゆくべきであると考えています。

(4)その他、裁判員制度に関するご意見、弁護士会に期待すること等をご自由にお書き下さい。

- (1) 刑事裁判（調書裁判）の改善のチャンスととらえたい。
- (2) 現在の絶望的な刑事司法の実態をみれば、刑事司法への国民参加によって、少しは良くなるのではないかという期待はある。だから、「現代の赤紙」云々の反対論には全く賛同できない。しかし、今、導入されようとしている制度に問題があることも確か。だから、導入するにしてももう少し慎重な検討が必要と思う。
- (3) 1, 公判前整理手続（担当裁判官）と審理する裁判官とを別々にしてはどうか。
2, 見直すべき点を整理して是正に努めて欲しい。
3, 量刑への関与の点と被告人の選択権の点は改正して欲しい。
- (4) 今、このようなアンケートを実施することの意義が理解しにくい。裁判員制度にはいろいろ改善しなければならない点もあるが、現在の絶望的な刑事司法を変える契機になりうるものであり、現にその兆しも見られる。弁護士会を挙げて刑事弁護・裁判員裁判での弁護に取り組み、刑事司法の改善に前向きに取り組んで行くべきではないかと思う。
- (5) 実践例の経験交流
- (6) 学者、評論家の団体ではない。実務家の集団として、また、刑事被告人の人権保障という責務を有する団体として、裁判員制度における弁護活動の強化をはかるべきである。
- (7) 行政訴訟にも拡張すべき。職業裁判官による弊害がより深刻。
- (8) 問題点克服の方向を打ち出す、「国民に開かれ国民に支えられる刑事司法実現」へのゆるぎない立場を明確に打ち出す。この場に及んでこんなアンケートを取って右往左往していること自体がみつともない。
- (9) 裁判員制度が「負担」になるという意見を述べられる方は、公判前整理手続をよく勉強されてからもう一度意見を述べて頂きたいと思います。
- (10) 裁判員裁判の弁護を弁護士としてバックアップする体制を強化すべきである。
- (11) 被害者陳述が認められているが、この部分をこのまま認めること、さらに拡大されるとすると危惧を感じる。
- (12) 裁判員制度に疑問はありますが、とりあえず実施視野に入れ、公判前整理手続について議論を深めて欲しいです。
- (13) 裁判員制度には、疑問や問題点があるとは思われるが、これが、延期や廃止の理由になるとは思われない。
- (14) 制度的手直しに、柔軟に対応して欲しい。
- (15) 批判がないわけではないが、どちらかといえば賛成。
- (16) 裁判員制度の実施に向けて努力しているのにこのようなアンケートをとられることは誠に残念です。身内からの司法反動。
- (17) 権利意識が高まっている国民の中から選ばれる裁判員を、説得し、議論をリードできるような刑事裁判官はいないと思います。そんなことできる裁判官であれば、もっとまじな判決文を書きます。これは弁護士にもいえることですが。

3 裁判員制度に反対の回答者にお尋ねします。

- (1) 反対の理由をお答え下さい。（複数回答可）

⑩その他（ご自由にお書き下さい）

- (1) 理性の支配すべき裁判が、結局ムード、感性によって左右されることになる。
(2) 先月、西三河の模擬裁判に参加したが、裁判所は短い審理時間内で審理を終わらせることだけに専心し、十分な審理、評議が全く出来なかった。被告人にとって何らメリットのない制度であると感じた。

- (3) 冤罪が見過ごされる危険性が大。ヒステリックな私刑的論争が横行する世情からみても刑事裁判は大きく歪められる。
- (4) 単に裁判官のミスリード、ミス判決を正当化する理由につかわれるだけの恐れあり(大)。
- (5) 恒常的な過重労働に苦しむ一般社員、非正規雇傭の労働者を裁判員として動員するのは、労働実態を余りに直視していないと思われる。結局、退職者、主婦等の無職の方のみが裁判員の人的資源にならざるを得ない。
- (6) 素人に口出しをさせるものであり、まるっきりバカげている。医師の手術に素人はメスを持たない。ナゴヤドームのバッテリーボックスに素人は立たない。
- (7) わたしは、職業裁判官による裁判制度が自由民主主義の根幹と思っています。
- (8) 国民の大多数が裁判員として出廷することを嫌がっているにもかかわらず、それでも彼らをして裁判に出席させる意義はほとんどない。職業裁判官に問題のある人もいるが、まだ彼らの判断の方が信頼できる。事実認定は多数決で決められるべきことではない。
- (9) 法律や司法制度に対する素養のない裁判員に、職業人である裁判官と同等の判断及び説得力を求めることは困難である。判断力だけが問題にされているようであるが、主張する能力、説得する能力も極めて重要である。
- (10) 制度設計に根本的な過誤がある。すなわち、市民の意識を反映するという美名のもとに官僚的司法(裁判官、検察官主導)の運営が進められている。もともと市民側の司法民主化要求に基づくものでなく、国家権力に都合よく、従来の非科学的な情緒的厳罰化、必罰的思考(無罪推定原則の形骸化)に傾斜していく危険は明らか。例えば、精神鑑定の簡略化(素人だましの発想)、量刑基準を裁判員にもわかりやすく(そもそも官僚が作った基準自体の合理性は問わないで)などにも、この制度の本音がみえる。公判前整理も有罪推定を前提に進められる危険が見える。
- (11) 反対理由の多さは、制度の問題の多さを示していますが、特に①、②、⑥、⑨が反対の理由として重要です。
- (12) 精密司法は時間がかかるなどの点でデメリットもあるが、実体的真実の究明が刑事司法の根幹であり、その目的には従前の裁判の方が適している。裁判員裁判は、ラフジャフーティスしかもたらさない。
- (13) 裁判員が少年法55条の移送決定の判断をするのは難しい。少年事件の特殊性を理解できるか疑問である。
- (14) 裁判員の都合にあわせた短期間で証拠に基づく充実した審理が可能とは思えない。
- (15) 少年事件が逆送され、裁判員裁判になった場合の少年事件の特殊性につき、何ら議論されていない。
- (16) 「一般国民が人を裁く」こと自体に疑問。裁判員の負担軽減のための手続が優先され、被告人の弁護は十分できない。
- (17) 裁判員制度によって真の民意が反映する訳ではない。裁判官にとってもプラスの面は全くない。裁判官が裁判員の方に神経を消耗するであろう。
- (18) 評議は検察官、弁護人の双方に公開されず、結局裁判官の意見を説得するだけの場所になってしまう可能性が高く、裁判員を対象にした弁論活動を行っても意味がない。評議が第2の密室になってしまう。
- (19) ・司法制度の意義、立憲民主主義と多数決民主主義が正しく認識されているのか。
・司法を国民に近づけると言っても、公開処刑まで行ったら行き過ぎは明白であろう。
・何の落ち度もない国民を罰則まで用意して裁判員をやらせ(強制的に)、PTSDにでもなっても体質の問題、運が悪かったということで終わらせてよいのか。

- (20) ① 国民による裁判、司法の民主化が理念とされるが、そうした国民的運動があった訳ではない。
- ② そうすると、裁判員制度は、国側の狙いがあることである。現状の重罰化傾向との関連も考えなくてはならない。
- (21) 市民からの要望によって導入されたものではない。
- (22) この悪い時代、社会において、刑事司法のみは改善されるということはありません。裁判員制度は、刑事司法の歪みと厳罰化を国民が支援しているという形で運用されるはず。
- (23) ⑨のほかの①～⑧、⑩～⑱のすべての項目の事由を生ずるおそれなしとは言えない。また、裁判官の職権一部放棄の疑いなしとしない。
- (24) 制度の主役である国民の大多数が望んでいない制度である。
- (25) 官僚支配の現行司法制度の矛盾を（世界的に通用しない強権的支配）国民参加の実名のもとに隠そうとするゴマかしである。
- (26) 制度設計として、量刑のみ市民の判断に委ねるべきであった。事実認定まで市民に委ねようという点に無理がある。
- (27) 「犯罪被害者」の刑事裁判への当事者参加権が認められることとなっており、この「犯罪被害者」が公判で狂信的な発言、質問をし、求刑や意見を述べるようになると、素人である裁判員は、より大きく影響を受けて、有罪への誤判や量刑上厳罪に傾きやすくなり、公正、適正な刑事裁判が阻害される。
- (28) 裁判官の誘導による、国民の良識という名の独断と偏見で裁かれるようになる。
- (29) 重罪に関する刑罰権の発動に対してのみ国民を直接に権力行使に参加させることに対する違和感。

(2) 裁判員制度を予定どおり平成21年5月21日に実施すべきですか。

③(16)その他（ご自由にお書き下さい）

- (1) 少年事件が検察官送致となり、裁判員裁判となった場合に生ずる問題点について全く検討されておらず、十分に機が熟したとは言えない。
- (2) 民事（薬害肝炎、残留孤児 etc）で民意を反映すべきでは。
- (3) 準備が進んでいるので予定どおりやるべきである。
- (4) 予想するに、裁判員制度は実施され、その後、予想される問題点が続出し、中止に至ると思う。国民の十分な理解が得られていない制度が定着するとは思えない。
- (5) 真犯人が出てきた冤罪事件などは、今後、国民が参加した裁判員裁判で決めた事だとして、裁判所が責任逃れするようになる。
- (6) おそらく制度自体早晚破綻すると思います。
- (7) 国民の70%が、反対あるいは慎重論である状況で、絶対に強行すべきではない。
- (8) 大多数の国民が積極的に協力する意思を有していない制度であり、早晚困難に直面することは目に見えている。
- (9) とくに少年の刑事裁判については裁判員制度は矛盾が明白であり、適用すべきではない。
- (10) 試行してみて考えるとの意見もあるが、その間不利益にさらされる被告人にとっては回復困難な打撃となる可能性があり許されない。
- (11) 延期できなければ、実施した際の一つ一つの事件の検証をきちんとすべき。
- (12) 日本においては裁判員制度のようなものは育たない。やがて形骸化するであろう。
- (13) 裁判員制度については、少なくとも、高村薫氏の意見（中日新聞）が押さえられるべき。司法の民主化を言うなら、まず民事事件だろう。
- (14) 知識不十分の国民を裁判員とおだてあげて、国民の眼を外し、従来通りの思いのままの裁判をすることを狙っている。

- (15) 裁判員制度は「根無し草」を直言する先輩法曹団藤重光先生の発言を真摯に受け止めるべき。
- (16) 直ちに廃止すべきと思うが、現実的には、実施に当たって裁判員裁判を受けるか否かについて被告人(弁護人)による選択権のみ与えるように若干の制度改善をすれば、弊害を除去でき、かつ、事実上裁判員裁判が廃止状態になると予想される。
- (3) その他、裁判員制度に関するご意見、弁護士会に期待すること等をご自由にお書き下さい。
- (1) 弁護士会及び担当委員会は裁判員制度の問題点を隠さず指摘し、アピールすべきである。その次に、反対の意思表示をすべきである。会員に対し、無理に弁護人を頼み込むのは、それ等を十分にやってからである。
- (2) 低額の報酬で弁護士が短期間集中審理に対処するのは不可能。
- (3) 少年の逆送事件は裁判員裁判になじまないと思います。
- (4) 裁判員制度の延期、最終的には廃止に取り組むべきである。
- (5) 裁判員制度は、医療に例えると、一般国民に医師と一緒に外科手術の執刀をさせるのと同様であり、制度自体が誤りである。
- (6) 弁護士会は、国民の反対の意見を十分聞き取り、国民の代表となって、少なくとも慎重論(延期論)を展開すべき。現在の日弁連の姿勢は賛成できない。
- (7) 国民的世論形成が未熟である。制度的実務基盤が出来ていない。
- (8) 裁判は、そもそも素人がちょっと出て来てなし得る仕事ではない。参考人として意見を述べるといった程度のことならともかく、この制度は、とんでもない制度であると考える。
- (9) 愛知県弁護士会として、裁判員裁判実施延期の意思表示をすべき。
- (10) 裁判員制度導入は憲法改正と同時でなければ、不可能と思われる。
- (11) 裁判員を「資格」制度にすべし。たとえば調停委員の資格をもてる程度の知性と教養と暇が必要。弁護士会には、独自に市民にアンケート調査呼びかけ。(負担に耐えられる賛成の市民は少数のはず)民意を反映しない制度をボイコットすべし。
- (12) 裁判員に対する守秘義務は誠に酷である。しかも、裁判員としての体験を語れないようでは他の国民に対する啓蒙にもならない。好きでなった訳ではない者に対して罰則付きの義務を課すな!
- (13) 弁護士会は、少なくとも例えば最近の犯人の声色を使って印象づける犯罪事件のニュース報道、官僚裁判官3人主導の評議など、このままでは裁判は危ないことを広報すべきだと思う。
- (14) 司法改革の失敗、矛盾が明白になってきたのですから、新たに失敗の追加をすることは避けるべきです。
- (15) 分割審理(併合罪の場合)などもってのほか。口頭鑑定などで専門判断の内容を理解することは不可能。
- (16) 裁判員法は「悪法」だと思います。悪法も法なので、施行されれば刑事弁護人は被疑者、被告人が少しでも有利となるよう裁判員法に従って弁護活動をせざるを得ません。しかし、まだ実施前の段階で、このような悪法の廃止ないしは延期を訴えることは弁護士・弁護士会の使命だと思います。
- (17) 数年後の見直し時期には、実態に即した意見で方針(撤廃を含めて)をたてるべきと思う。
- (18) 全国の弁護士会が反対決議をすべきである。
- (19) 裁判所が裁判員の負担を考慮するあまり、無理な争点の絞り込み、証拠の厳選を押し進めることは結果として、被告人のためにも、裁判員のためにもならない。充実した審理を行うことが裁判員の負担となるのであれば、そんな制度は実施しても意味がない。公判前整理、公判評議を通じた訴訟指揮が見直されない限り、充実した審理は望めない。

裁判に一般人の視点からの意見を導入することが本制度の導入の趣旨であったにもかかわらず、裁判官がこれまでの刑事事実認定の考え方を盲目的に信じ、それを裁判員に説明し、説得を試みるだけの評議が行われるのであれば制度を導入する意味は全くなく弊害のみが残る。従来の理論が必ずしも正しいとはいえないということが制度の出発点となっていることを裁判官自身が認識し、考え方を改めない限り、本制度を導入することには原則として賛成できない。

- (20) これだけ効率化が叫ばれている折に国民にとっても、法曹にとっても多大な時間とエネルギーを要求し、且つ、パフォーマンスに重点が置かれ、正しい厳格な裁判を危険にさらす制度について弁護士会は安易に同調しすぎたのでは？
- (21) 弁護士会は「今何故、裁判員裁判なのか？」の討論会をたくさんもつべき。先輩は後輩に機会をみつけて語るべき!!!
- (22) 弁護士会役員（日弁連関係者）は、官僚になったつもりでいて、裁判所、法務省と共同歩調をとっている、在野性を捨てている。
- (23) 一部の狂信的な制度改革論者のやりたい放題の弁護士会を変革することを期待。
- (24) 日弁連は、推進役の片棒を未だ担いでいると思うが、国民の良識という名の独断と偏見は、それほど信頼に値するものか。また国民の大多数は権力行使の片棒を担ぐことを是としているとは思えない。